

市・県民税、所得税の申告は 自分で書いてお早めに

申告相談・受付期間は、2月18日(月)～3月15日(金)

市・県民税と所得税の申告が始まります。もう準備はお済みでしょうか。今年の申告相談・受付期間は、2月18日(月)から3月15日(金)までとなっています。

申告は、昨年1年間の所得の総決算であり、公平な課税資料や証明資料になる大切なものです。

申告に必要な帳簿や書類の整理をして期限内に申告を済ませましょう。

問い合わせ先

市・県民税の申告

税務課市民税係 ☎ 1134

所得税の申告

伊勢税務署個人課税部門

☎ 0596-3191(音声案内)

- 市では次の申告について、いずれの会場でもお受けできません。伊勢税務署にて申告をお願いします。
- 土地建物・株式・先物取引の譲渡所得、山林所得
- 青色申告、損失の繰り越し、雑損控除
- 住宅借入金等特別控除
- 消費税、贈与税
- 平成23年分以前の確定申告
- 修正申告及び更正の請求
- 平成24年中に事業を始めたかた
- その他、複雑な申告のかた

市・県民税の申告

申告書は、前年の課税実績や課税資料などを基に、申告が必要であると思われるかたに送付されます。申告書に同封の「市・県民税申告書の書きかた」を読んで、期限内に申告を済ませましょう。申告相談は、表1の会場で行います。

所得税の申告

確定申告は、昨年1年間に得たすべての所得を自分自身で計算し、算出した所得税を国に納付する申告制度です。3月15日(金)までに申告してください。

申告に必要なもの

市内での確定申告相談会の日程は、表2のとおりです。なお伊勢税務署では、いせシテイプラザ(伊勢税務署西隣)で、2月18日(月)から3月15日(金)まで(土曜・日曜日を除く)受け付けます。

- 印鑑、筆記用具、計算機
- 給与、年金等の源泉徴収票
- 事業、漁業、農業、不動産所得を申告するかたは収支内訳書
- 社会保険料控除を受ける場合
- 国民健康保険税納付額通知

表1 市・県民税の申告相談所開設日と会場

| 受付日 | 地区名 | 会場 | 受付時間 | 受付日 | 地区名 | 会場 | 受付時間 |
|----------|--------------|-------------------------|-------------|----------|--------------------|---------------------|-------------|
| 2月25日(月) | 神島 | 神島開発総合センター | 9:00~15:00 | 3月6日(水) | 堅子 | 堅子老人憩の家 | 8:30~10:00 |
| 2月26日(火) | 菅島 | 菅島漁村センター | 9:00~15:30 | | 千賀 | 千賀公民館 | 10:30~12:00 |
| 2月27日(水) | 桃取 | 桃取健康管理センター | 10:30~14:30 | | 国崎 | 国崎公民館 | 14:00~16:00 |
| 2月28日(木) | 相差・畔蛸 | 鳥羽磯部漁協相差支所 女性等活動拠点施設 | 9:00~15:00 | 3月7日(木) | 坂手 | 坂手公民館 | 9:00~12:00 |
| | | | | 3月8日(金) | 石鏡 | 石鏡公民館 | 9:00~11:30 |
| 3月1日(金) | 答志 | 答志老人憩いの家 | 9:00~15:30 | | 浦村 | 本浦公民館 | 13:30~16:00 |
| 3月4日(月) | 和具 | 鳥羽磯部漁協 旧和具浦支所 | 10:30~15:30 | 3月11日(月) | 一丁目~五丁目・ 船津・幸丘 | 市民文化会館 4階・第3小会議室 | 9:30~16:00 |
| 3月5日(火) | 松尾・白木 | 松尾公民館 | 9:00~11:30 | | 3月12日(火) | | |
| | 若杉・河内・ 岩倉 | 岩倉老人憩の家 | 13:30~16:00 | 3月13日(水) | 大明東・大明西・ 高丘・安楽島 | | |

上記期間中、以下のとおり臨時申告相談所を開設します。(土曜・日曜日を除く)

| | | | | |
|-----------------------|-----|---------------------|------------|--|
| 2月25日(月) } 3月8日(金) | 全地区 | 市民文化会館 4階・第2小会議室 | 9:00~16:00 | ※左記会場では、市・県民税申告書、確定申告書Aのみの受付とします。その他の申告書については受け付けしません。表2の申告相談日にご相談いただくか、伊勢税務署をご利用ください。 |
|-----------------------|-----|---------------------|------------|--|

